

平成 18 年 4 月 14 日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中株式会社 日本航空
経営企画室長 竹中 哲也実務対応報告公開草案第 21 号
「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に関する意見

実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」につきまして、意見を表明する機会を与えていただき感謝いたします。

下記のとおり意見を提出させていただきますので、貴委員会にて検討する際に斟酌されることを希望いたします。

記

意見（要旨）

厚生年金基金に対する退職給付会計基準の適用について、発生給付評価方式により退職給付債務を評価するという現行の枠組みを早急に見直し、代行部分の退職給付債務を最低責任準備金の額によって評価することを提案する。

提案事由

「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）（以下「法改正」）によって、代行部分の給付に係る責任のうち最低責任準備金の額を超える部分については、厚生年金基金から政府（厚生年金本体）に移された。

これにより、事業主には最低責任準備金の額を超える負担が及ばなくなり、代行部分については「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「実務指針」）61 項での「結論を再度検討すべき」条件である「基本的な前提を変える制度改革があった」に該当する。

すなわち、法改正以前は資産の運用及び給付の責任は全て事業主が負っていたが、事業主が過去勤務債務等の全額を負担するという枠組みは変更され、代行部分に係る事業主の責任のうち一部は政府（厚生年金本体）に帰属することになった。従って、代行部分の退職給付債務の評価方法を見直す必要がある。

1. 交付金は退職給付債務の評価に含めるべきである

公開草案 5 頁では「母体企業（事業主）にとって基金が受け取る交付金は年金資産の会計問題であり」との見方が説明されている。

しかしながら、今回の法改正は、最低責任準備金の額が過去期間代行給付現価の額の 1/2 を下回った場合、厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から財源手当てを受けるもので、厚生年金基金が決算ごとに最低責任準備金の額と過去期間代行給付現価の額を測定し、代行部分の給付にリスクがあると判断される場合、政府（厚生年金本体）が当該リスクを排除するものである。

言い換えれば、代行部分の給付に係る責任のうち、最低責任準備金を超える部分の責任は、法改正によって政府（厚生年金本体）に帰属することが明確になったものである。

従って、事業主が全ての責任を負っているわけではなく、偶発的なものとは異なるので、交付金は単なる年金資産（収益）の会計問題ではなく、債務評価の会計問題と解釈することが妥当である。

2. 代行部分の債務と加算部分の債務は性格が異なる債務である

平成 11 年に免除保険料率及び最低責任準備金が凍結されたが、実務指針 61 項では「基金の継続時において事業主が一切の負担責任を免れることがないこと」から、予測給付債務（Projected Benefit Obligation、以下「PBO」）によって代行部分の退職給付債務を評価し、「凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える」としている。

これに対して、公開草案 5 頁には、今回の法改正は「退職給付会計基準の設定時からの基本的な前提を変える制度改革があったものとまではいえないのではないか」との意見が記載されている。

確かに法改正後も、一つの運営主体によって、資産が一体運用され一括して給付が行われているが、代行部分の給付に係る責任のうち、最低責任準備金を超える部分の責任は政府（厚生年金本体）に移された。従って、代行部分と加算部分が同一の退職給付制度であったとしても、両者の退職給付債務は性格が異なる。表面的な形式のみに注目し、性格の異なる債務を同一の債務として評価しては、有用な会計情報を提供するという企業会計の目的を達成することができない。

代行部分の債務については、公開草案 5 頁には「もともと退職給付会計基準では、例えば、退職一時金制度における要支給額など、退職給付に係る債務を支払予定額や決済価額（又はその現在価値）とするものではなく、退職給付のうちに発生基準に基づき当期までに費用として計上された残高を退職給付債務としているため、会計上、過大計上とはいえないという意見もある」と記載されているが、代行部分に係る責任の一部が政府（厚生年金本体）に移っているにも係らず、その事実を考慮せず、現行の退職給付会計基準によって債務評価することは妥当ではない。

意見

交付金に係る新たな基礎率を定義することが困難であるため、発生給付評価方式によって代行部分の退職給付債務を評価することはできない。従って、発生給付評価方式以外の方法での債務評価を検討する必要がある。

このとき、代行部分に係る給付のうち最低責任準備金の額を超える部分については、政府（厚生年金本体）にその責任があることから、PBOから最低責任準備金の額を超える部分を控除する方法、すなわち、最低責任準備金の額によって退職給付債務を評価する方法が最も妥当であると考える。

企業会計では債務（費用）を発生主義によって認識するため、現行の退職給付会計基準における債務評価は発生給付評価方式に基づいている。

その枠組みで考えるならば、将来の交付金に関してもPBOの計算と同様に、一定の基礎率を用いた発生給付評価方式に基づいて評価し、これを退職給付債務の評価に含めるべきである。このとき将来の交付金の交付を予測するには将来における厚生年金本体の利回り等の新たな基礎率を定義する必要がある。しかし、相当長期にわたる予測が必要であるため、新たな基礎率を定義することは困難である。

発生給付評価方式で退職給付債務を評価することが困難なケースに対応する一例として、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）が、キャッシュバランス・プランの会計処理に関する指針を示す解釈指針案D9「拠出金または名目的拠出金に対するリターンが約束された従業員給付制度」において、利息クレジットが変動するキャッシュバランス・プランに関しては、将来の収益を予測することが困難であるため、最終的に支払うべきこととなる金額の見積もりを行ってはならず、その代わりに仮想勘定残高を退職給付債務とすることを提案している。そして、この提案に対して日本公認会計士協会が同意（『IFRIC D9「拠出金又は名目的拠出に係る約束された収益を有する従業員給付制度」に対するコメント』平成16年9月21日）しているように、現行の退職給付会計基準では発生給付評価方式によって退職給付債務を評価するが、基礎率の設定が困難な場合には、発生給付評価方式以外の債務評価方法を採用したとしても、企業会計の概念から逸脱するものであるとは言えない。

少なくとも、基礎率を定義することが困難であることを理由として、代行部分の給付に係る責任のうち最低責任準備金の額を超える部分について、政府（厚生年金本体）に責任がある事実を度外視した債務評価を行うべきではなく、そのような債務評価をすれば企業会計の真実な報告を歪める結果となる。

以上